

令和7年度 加古川市児童クラブ利用選考基準表

調査項目 保護者の状況			基礎 点数	保 護 者 の 状 況								小計		調 整 点 数	合 計						
				就労日数				就労時間				父	母								
				10日 未満	10日 ～ 14日	15日 ～ 20日	21日 以上	～ 15:30 まで	～ 16:00 まで	～ 16:30 まで	16:31 以降										
勤 務		被用者・ 自営業主	10	－5	－3	－1	0	－3	－2	－1	0										
		自営業専従者	8	－5	－3	－1	0	－3	－2	－1	0										
		内 職	5	－5	－3	－1	0	－3	－2	－1	0										
通 学			8	－5	－3	－1	0	－3	－2	－1	0										
疾 病	入 院		10	注1 障害の程度は、次のいずれかに該当する者とする。 ＜重度＞ 身体障害者手帳1・2級 療育手帳A判定 精神障害者保健福祉手帳1級 ＜中度＞ 身体障害者手帳3・4級 療育手帳B(1)判定 精神障害者保健福祉手帳2級 ＜軽度＞ 身体障害者手帳5・6級 療育手帳B(2)判定 精神障害者保健福祉手帳3級 注2 疾病・看護については、その状況が一年間継続されることが見込まれることを条件とする。																	
	一般療養	常時安静	8																		
		通院加療	6																		
障 害	重 度		10																		
	中 度		8																		
	軽 度		6																		
看 護	常時付添		8																		
	通院付添等		5																		
出 産			7																		
特 例 に よ る 場 合			状況による																		

調整点数（証明書等の提出が必要な場合があります）

項 目	内 容	点数
児 童 の 学 年	1年生	+5
	2年生	+3
	3年生	+1
	4年生	-1
	5年生	-2
	6年生	-3
保 護 者 の 状 況	保護者のいずれかが、離別・死別・未婚・長期間の単身赴任・行方不明等によりいない	+11
家 庭 の 環 境	児童の健全な成長が損なわれる恐れがある（関係機関からの意見書が必要）	+3

点数が同点の場合の優先順位

1	前年度以前の「保護者負担金」または「使用料」の滞納のない者を優先
2	利用児童の学年が異なる場合、学年の小さい者を優先
3	「基礎点数」の合計が高い者を優先
4	利用児童に、より点数の高い弟妹がいる者を優先
5	保護者が勤務の場合、就労時間の遅い者を優先
6	保護者が勤務の場合、勤務先が児童クラブから遠い者を優先
7	「勤務中」と「勤務予定」の場合は、「勤務中」を優先